

地震に備える
家造り

木造住宅の無料耐震診断を受けてみませんか？

耐震診断の申込み

耐震診断・耐震改修 申込受付中

〈対象となる住宅〉次の全てに該当する住宅です。

- ①昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅
 - ②一戸建ての住宅または2分の1以上が住宅として使用されている併用住宅
(長屋、共同住宅及び賃貸住宅は対象外)
 - ③在来工法で階数が2階以下の住宅
(ツーバイフォー工法や非木造の住宅は対象外)
- ※診断費用は、国・県・町が負担するため無料です。



熊本地震被害状況

耐震診断の実施

耐震補強の方法とそのため概算工事費をご提案します。診断は住宅内部や天井裏、床下の調査も必要になりますので、当日は立会いをお願いします。

申込順で受け付けております。予定件数に達した場合は、翌年度の実施とさせていただきますのでご了承ください。

耐震改修の実施

耐震補強工事または現地建替え工事に補助します。

補助額は、補強設計等費及び補助対象工事費の8割を合算した額、限度額100万円です。

※補助金の交付申請を行う前に、建築工事（除却工事を含む）に着手してしまうと、補助は受けられませんのでご注意ください。

〈対象となる住宅〉次の条件を全て満たす住宅です。

- ①下諏訪町が実施する耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の住宅
 - ②耐震補強工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の評点を上回る工事、または既存住宅の除却を伴う現地建替え工事で年度内（概ね2月末日）に工事が完了するもの
- ※子や孫が改修工事を行う場合も補助対象となります。
※平成30年度より補強設計等を含む補助金交付申請が可能となりました。補強設計契約前にご相談ください。

※詳細については、町ホームページまたは担当課にお問い合わせください。

■問い合わせ 下諏訪町 建設水道課 都市整備係 電話27-1111（内線243）

第2回ecoポッポ(諏訪湖周クリーンセンター)ふれあいフェス開催!!

ecoポッポ(諏訪湖周クリーンセンター)ふれあいフェスを開催します。クリーンセンター運営業務の報告会のほか、ecoポッポたんけんツアー（施設見学）や豪華景品が当たる大抽選会等、子どもも大人も楽しめる催しをご用意しております。多くの皆様のお越しをお待ちしています！

家族みんなで
ecoポッポに
遊びに来てね！



【日時】平成30年7月8日(日) 午前9時30分～
(受付午前9時～)

【会場】諏訪湖周クリーンセンター
(鳥居平やまびこ公園横)

★豪華景品をかけた大抽選会!

★アンケートに答えていただいた来場者300名様に
限定で粗品をプレゼントします!

参加費無料!
来場者特典満載!



— 催し物 —

- ・運営業務報告会
- ・ステージ発表(子どもたちの合唱)
- ・ecoポッポたんけんツアー
- ・エコぼん記念撮影会
- ・夏祭り! えんにちコーナー
- ・かき氷、あげぱん無料配布
- ・大抽選会 など

※事前の申込みは不要です。直接会場にお越しください。

■問い合わせ ecoポッポ 湖周行政事務組合
電話78-1090

平成30年度の介護保険料決定通知書を 第1号被保険者(65歳以上の方)にお送りします

第1号被保険者(65歳以上)の皆さまの前年度の所得等が確定し、平成30年度の『介護保険料段階と保険料の年額』が決定します。7月中旬に皆さまのお手元に届く諏訪広域連合からの通知をご確認ください。

介護保険料は、高齢化が進む中で3年ごとに見直され、介護サービスの充実や施設等の整備、介護予防を進めるために必要な保険料です。

町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。



通知の方法について

- ◇特別徴収(年金天引き)の方…決定の内容がハガキで通知されます。
- ◇普通徴収(納付書・口座振替)の方…決定通知と納付書が封書で送付されます。

納付していただく保険料額について

◇特別徴収の方…4月から8月の保険料は、平成30年2月の年金天引き額を反映しています。10月からの納付額は、6月の平準化により、6月と8月の年金天引き額を新しい保険料段階で仮に算定した額に変更して、納付額が極端に変わらないよう調整されます。

保険料の決定額から8月までの保険料額を除いた金額が、10月から特別徴収(年金天引き)で納めていただく保険料額となります。

◇普通徴収の方…4月からの保険料は、所得状況が前年と変わらないと仮定して、平成30年2月に納めていただいた保険料と同額を納めていただいています。**保険料の決定額から、6月までの保険料額を除いた金額を7月から平成31年3月までの9ヶ月で納めていただきます。**

※口座振替にされている方は、納付書で納めていただく必要はありません。

〔平成30年度の介護保険料〕

| 住民税 | | 前年の合計所得金額※1など | 保険料段階(保険料率) | 保険料年額 平成30年度 |
|----------|----------------------|-----------------------------|--------------------|---------------------------|
| 本人 | 世帯 | | | |
| ■ 非課税 | ■ 非課税 | 老齢福祉年金受給者または生活保護受給者 | | 第1段階(基準額×0.40) 25,680円 |
| | | ■■ | 80万円以下の方 | |
| | | ■■ | 80万円を超えて120万円以下の方 | |
| | | ■■ | 120万円を超える方 | |
| | | ■□ | 80万円以下の方 | |
| □ 課税 | □ 課税 | 前年の合計所得金額から課税年金収入額と控除した金額を | | 第6段階(基準額×1.05) 67,410円 |
| | | ■□ | 80万円を超えの方 | |
| | | □□ | 80万円未満の方 | |
| | | □□ | 80万円以上125万円未満の方 | |
| | | □□ | 125万円以上200万円未満の方 | |
| | | □□ | 200万円以上300万円未満の方 | |
| | | □□ | 300万円以上400万円未満の方 | |
| | | □□ | 400万円以上600万円未満の方 | |
| | | □□ | 600万円以上1,000万円未満の方 | |
| □□ | 1,000万円以上1,500万円未満の方 | | | |
| □□ | 1,500万円以上の方 | 第14段階(基準額×2.35) 150,870円 | | |

※1 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 高齢者係 電話27-1111(内線126・127)